

太田市狭あい道路の整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路について建築主等の協力のもとに安全で快適な道路として拡幅整備することにより、良好な居住環境の確保を図り、もって住み良い街づくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された幅員4m未満の道路又は法第43条第2項第2号の許可に係る幅員4m未満の通路（後退について関係者の合意が得られているものに限る。）をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項又は法第43条第2項第2号の規定により道路の境界線とみなされる線で市長が整備の必要があると認めた道路の境界線となる線をいう。
- (3) 後退用地等 狭あい道路の境界線と後退線との間にある土地及びすみ切り用地をいう。
- (4) 後退杭等 後退線上に設置する杭若しくはプレート又は狭あい道路の中心線上に設置する金属びょうをいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地の所有者並びに当該土地に建築行為をしようとする者及び現に存する建築物の所有者をいう。
- (6) 支障物件 後退用地等内にある建築物、工作物（門、塀等）、生垣、樹木その他これらに類するもので狭あい道路の整備（後退用地等が接する道路と同程度に整備することをいう。）に支障となるおそれがあるものをいう。

(事前協議)

第3条 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、後退用地等の寄附、用地測量、支障物件の除却及び整備に関することその他の事項について、市長とあらかじめ協議するものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請
- (2) 後退用地等の寄附申出
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 建築主等は、事前協議により後退用地等を市に寄附しようとするとき（狭あい道路が

民有地である場合を除く。)は、狭あい道路整備事前協議申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 委任状(代理者が申請書を提出する場合。以下同じ。)
- (2) 付近見取図
- (3) 現況配置図(後退線を明記したもの。以下同じ。)
- (4) 現況写真(後退用地等の全景及び支障物件が分かるもの。以下同じ。)
- (5) 道路境界確定図
- (6) 公図
- (7) 地積測量図
- (8) 登記事項証明書
- (9) 後退用地等寄附申込書(様式第2号)
- (10) 寄附証書
- (11) 承諾書
- (12) 印鑑証明書
- (13) その他市長が必要と認めるもの

3 建築主等は、事前協議により後退用地等を市に寄附しないとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 付近見取図
- (3) 現況配置図
- (4) 現況写真
- (5) 道路境界確定図
- (6) 公図
- (7) 地積測量図
- (8) 登記事項証明書

4 事前協議をしようとする建築主等は、後退用地等の隣接地の所有者と土地の境界を確認しておかなければならない。

(後退用地等の取得等)

第4条 市長は、建築主等から後退用地等を寄附により取得するものとする。

2 境界が確定できない等の理由により後退用地等の分筆登記ができない場合は、前項の規定は、適用しない。

(事前協議済通知書)

第5条 市長は、事前協議が終了したときは、狭あい道路整備事前協議済通知書（様式第4号。以下「事前協議済通知書」という。）により建築主等に通知するものとする。

（協議内容の変更）

第6条 建築主等は、事前協議済通知書を受けた後に事前協議の内容を変更しようとするとき（寄附することで合意したものを寄附しないことに変更する場合にあっては、所有権移転登記申請前のものに限る。）は、狭あい道路整備事前協議内容変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、同条第2項中「狭あい道路整備事前協議申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類」とあるのは「変更申請書に次に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）」と、同条第3項中「申請書に次に掲げる書類」とあるのは「変更申請書に次に掲げる書類（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による内容の変更を認めたときは、狭あい道路整備事前協議内容変更済通知書（様式第6号。以下「事前協議済変更通知書」という。）により建築主等に通知するものとする。

（後退杭等の設置）

第7条 市長は、事前協議により後退用地等を市に寄附することで合意したときは、後退杭等を設置するものとする。ただし、建築主等が後退用地等に係る用地測量を自ら行う場合は、この限りでない。

2 建築主等は、事前協議により後退用地等に係る用地測量を自ら行う場合又は後退用地等を市に寄附しないことで合意した場合は、後退杭等を設置するものとする。ただし、境界が確定できない等の理由により後退線が明確でない場合は、この限りでない。

3 建築主等は、前項の後退杭等の支給を受けようとする場合は、後退杭等支給申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（合意に伴う負担等）

第8条 市長は、事前協議により後退用地等について市に寄附することで合意したときは、後退用地等に係る境界確定、用地測量、分筆登記、所有権移転登記、支障物件の除却、整備及び地目変更登記を行うことができる。

2 建築主等は、後退用地等に係る用地測量及び分筆登記を自ら行う場合は、分筆登記後における後退用地等の公図、地積測量図及び登記事項証明書を市長に提出しなければならない。

3 建築主等は、後退用地等の支障物件の除却を自ら行う場合は、工事完了後の現況写真

を市長に提出しなければならない。ただし、整備までを自ら行う場合は、この限りでない。

- 4 建築主等は、建築工事（外構工事を含む。）を行う予定がある場合は、当該工事完了後の現況写真を市長に提出しなければならない。ただし、整備までを自ら行う場合は、この限りでない。
- 5 建築主等は、後退用地等の整備を自ら行う場合は、当該工事完了後の現況写真を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、土地の状況によりやむを得ない場合においては、後退用地等の支障物件の除却及び整備を行わないことができる。
- 7 建築主等は、市長が第1項に規定する行為の着手後に自己都合により事前協議の内容の変更申請を行い、後退用地等を寄附しないことで合意した場合には、市長が第1項に規定する行為に要した費用を負担しなければならない。ただし、境界が確定できない等の理由により後退用地等の分筆登記ができない場合は、この限りでない。

（取下げ届）

第9条 建築主等は、事前協議済通知書又は事前協議済変更通知書の交付前に事前協議を取りやめる場合は、取下げ届（様式第8号）2部を市長に届け出なければならない。

（取りやめ届）

第10条 建築主等は、事前協議済通知書又は事前協議済変更通知書の交付後に事前協議を取りやめる場合（後退用地等を寄附することで合意したものにあつては、所有権移転登記申請前のものに限る。）は、取りやめ届（様式第9号）に事前協議済通知書又は事前協議済変更通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 建築主等は、市長が第8条第1項に規定する行為の着手後に自己都合により取りやめた場合は、市長が第1項に規定する行為に要した費用を負担しなければならない。ただし、境界が確定できない等の理由により後退用地等の分筆登記ができない場合は、この限りでない。

（適用除外）

第11条 第8条第1項の規定（所有権移転登記及び地目変更登記を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が所有する敷地
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書及び第43条の規定により許可を受ける区域内（自己の居住の用に供するもの等を除く。）

- (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受ける申請において、一体的に整備される敷地
- (4) 土地又は土地建物の販売を目的とする敷地
- (5) その他適当でないと市長が認めるもの
(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年7月1日から施行する。

(太田市みなし道路の整備に関する要綱及び太田市みなし道路に係る建築確認の取扱いに関する要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 太田市みなし道路に係る建築確認の取扱いに関する要綱(平成17年太田市告示第18号)

(2) 太田市みなし道路の整備に関する要綱(平成17年太田市告示第19号)
(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、太田市みなし道路の整備に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定(第10条を除く。)によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の太田市狭あい道路の整備に関する要綱の相当規定によりなされたものとする。

- 3 この告示の施行の日の前日までに提出された狭あい道路事前協議書による協議の結果、後退用地等を市に寄附することで合意した場合の平成23年3月31日までに通知された狭あい道路整備報奨金交付通知書に係る報奨金の交付については、なお従前の例による。

- 4 この告示の施行の日の前日までに交付された報奨金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる報奨金については、改正前の要綱第14条の規定は、なおその効

力を有する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の太田市狭あい道路の整備に関する要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱第3条第2項の規定により提出される狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備について適用し、この告示の施行前にこの告示による改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第2項の規定により提出された狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の様式第1号から様式第8号までの様式は、当面の間、これを使用することができる。